

令和 8 年
9 月高浜市議会定例会
参 考 資 料

目 次

種類・番号	件 名	頁
同意第 17 号	公平委員会委員の選任について	3
同意第 18 号	教育委員会委員の任命について	5
議案第 45 号	高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	6
議案第 46 号	市道路線の認定について	7
議案第 47 号	高浜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	10

同意第 1 7 号関係

公平委員会委員の選任について

委 員 の 定 数	3 人
委 員 の 任 期	4 年
今 回 選 任 す る 委 員 の 数	1 人
氏 名	増 田 乾 太 郎 （ 5 5 歳 ）
略 歴	個人情報のため、非公表



同意第 18 号関係

教育委員会委員の任命について

委員の定数	4 人
委員の任期	4 年
今回任命する委員の数	1 人
氏名	杉 本 ゆかり (58 歳)
略歴	個人情報のため、非公表

議案第 4 5 号関係

高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(事業系多量廃棄物) 第 7 条 法第 6 条の 2 第 7 項の規定に基づき、市長が指示することができる事業活動に伴う多量の一般廃棄物（し尿を除く。以下「事業系多量廃棄物」という。）は、次のとおりとする。 (1) 及び (2) 略	(事業系多量廃棄物) 第 7 条 法第 6 条の 2 第 5 項の規定に基づき、市長が指示することができる事業活動に伴う多量の一般廃棄物（し尿を除く。以下「事業系多量廃棄物」という。）は、次のとおりとする。 (1) 及び (2) 略

議案第 4 6 号関係

市道路線の認定について

(1) 路線の概要

路 線 番 号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
8 3 9	本 郷 3 号 線	1 3 9 . 1	5 . 0 ～ 1 0 . 2
8 4 0	芳 川 2 1 号 線	5 9 . 4	5 . 0 ～ 9 . 3

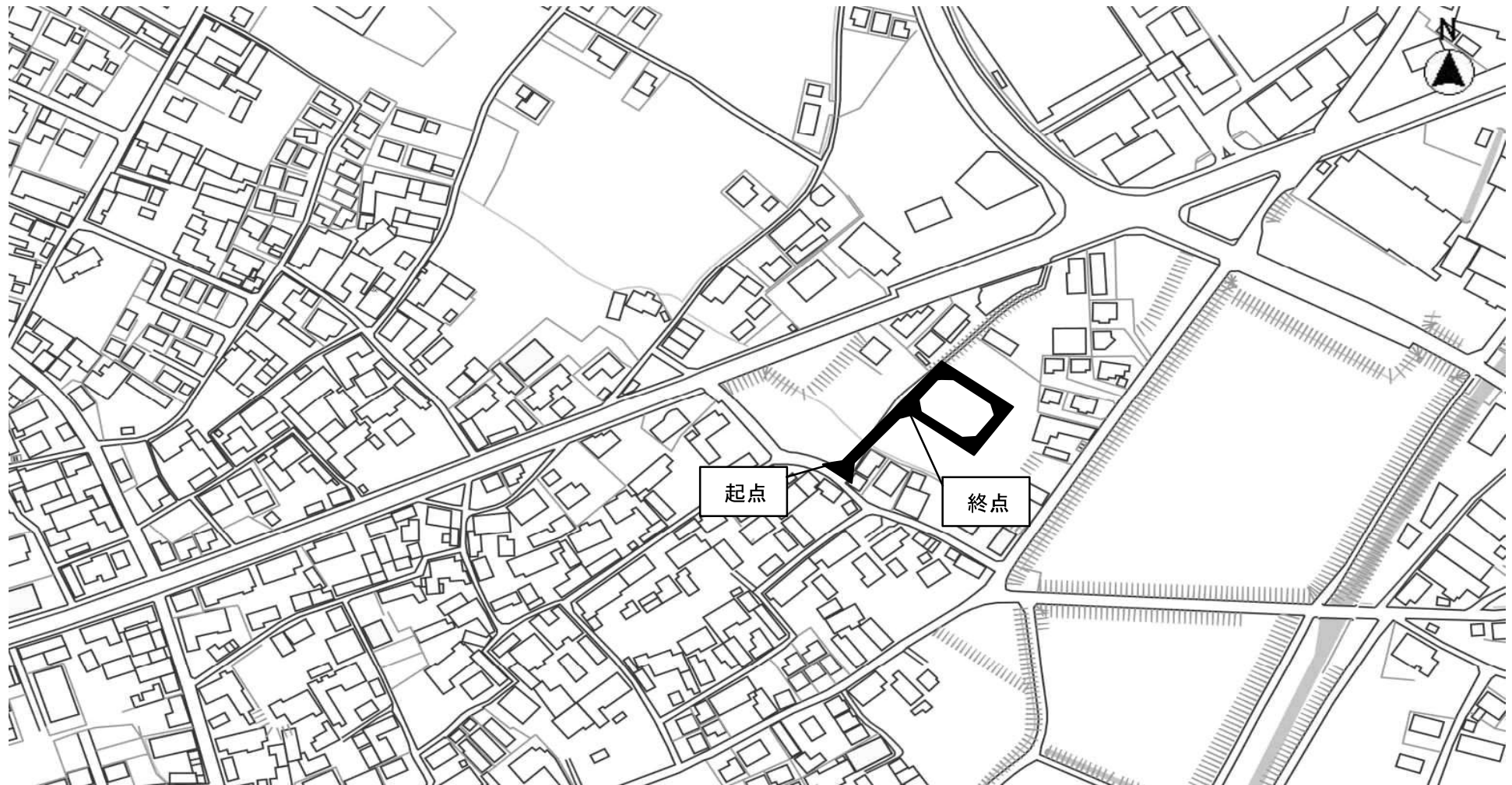
(2) 路線の位置 別添図参照

市道路線の認定路

別添図

839 本郷3号線

縮尺 1:2,500

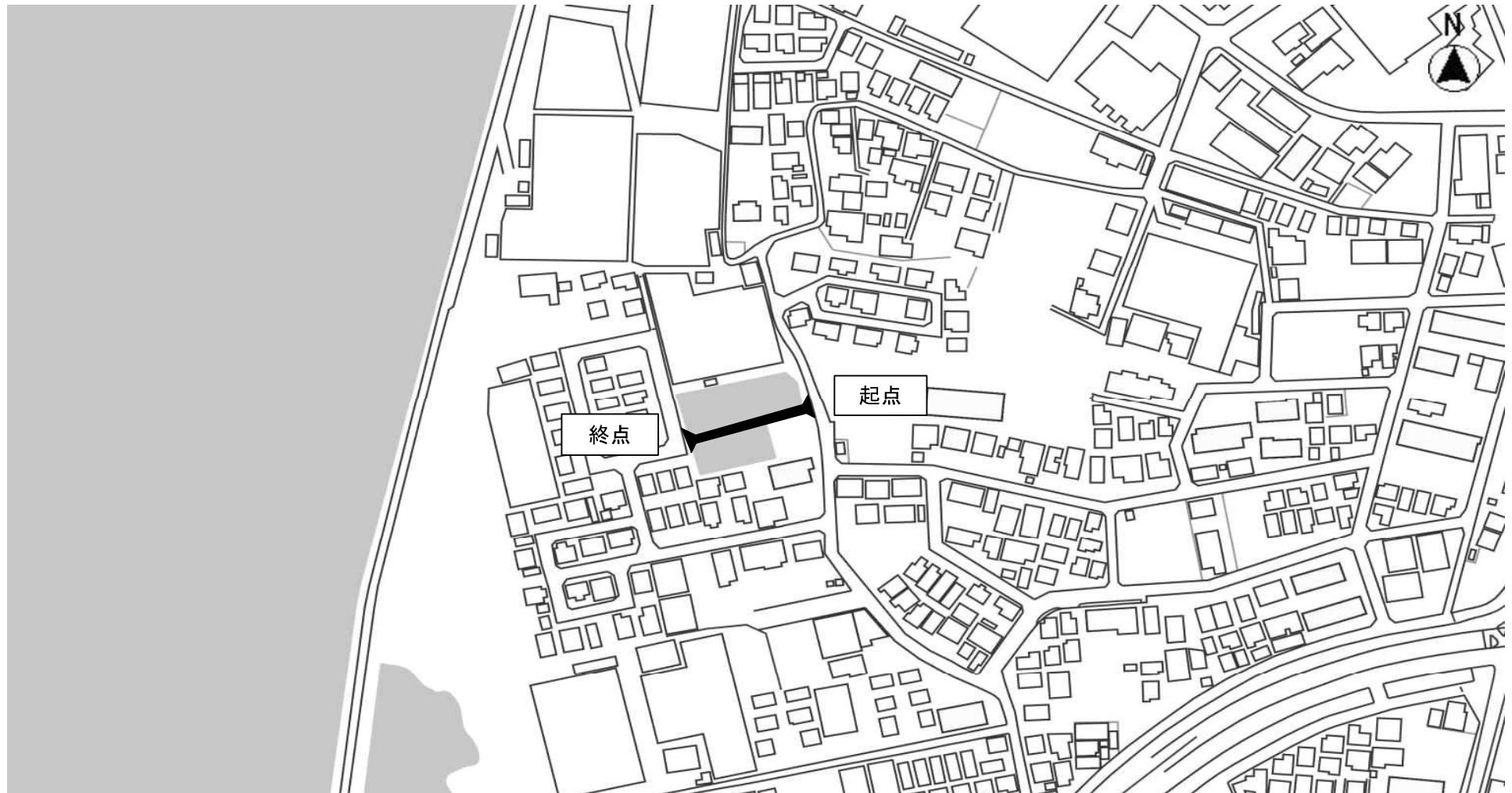


市道路線の認定路

別添図

840 芳川21号線

縮尺 1:2,500



議案第 4 7 号関係

高浜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(登録資格) 第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号。以下「省令」という。）<u>第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 (登録) 第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請をした者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令<u>第 1 8 条の 3 第 1 項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第 1 2 条 省令<u>第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添え	(登録資格) 第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号。以下「省令」という。）<u>第 1 9 条第 1 項第 1 号へ</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 (登録) 第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請をした者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令<u>第 2 1 条第 2 項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第 1 2 条 省令<u>第 1 9 条第 1 項第 1 号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添え

て、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略	て、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略
--	--

高浜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の概要について

1 改正の背景

本改正は、認可地縁団体（市長の認可を受けることで法人格を取得した町内会）の認可等に係る告示において、個人情報保護のため、代表者の住所を告示することを廃止する等とした内容の地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）が令和8年6月30日に公布されたことに伴い、引用する条項が変更されたことに対応する改正である。

2 改正の概要

次のとおり改正する。

	改正後	改正前
第2条（登録資格）	省令第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者	省令第19条第1項第1号ハに規定する職務代行者
第4条（登録）	省令第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳	省令第21条第2項の規定に基づき作成された台帳
第12条（代理人による申請）	省令第18条の3第1項第7号に規定する代理人	省令第19条第1項第1号トに規定する代理人

3 施行期日

公布の日から施行する。